

■2025年6月10日開催 JLOX+R6 国内映像制作を行う事業（プロダクション・ポストプロダクション支援）説明会 質疑応答内容

	質問	回答
1	応募事業者が、企画・製作元であり、そこから制作プロダクションに制作の委託をした場合、制作プロダクションへの受発注書、また制作プロダクション宛の各領収書ないしは請求書がエビデンスになりえるかをお教えてください。	この場合、応募資格は制作プロダクション様が有していると考えられます。また応募には、当該制作会社様が著作権の全部または一部を有しているという要件を満たしている必要がございます。
2	ゲーム事業について、開発費の100%をパブリッシャーが負担するとき、パブリッシャーが本補助金に応募することはできますか。	パブリッシャーである会社様が開発に関わっている割合にもよりますが、開発費の50%以上を担っていれば応募資格を満たしていると考えられます。 応募の際には、開発の体制、プロジェクトに参加する各社の役割や、開発の主たる事業者様が分かる実施体制図を資料としてご提出いただく必要がございます。
3	制作委託を受けた制作会社で、制作費の50%以上の制作活動を担っている場合、J-LOX+への応募資格はありますか？	応募資格につきましては、制作費50%以上を担っている必要があり、著作権の全部または一部を有している必要もございます。
4	<p>公募要項P10「製作委員会において応募事業者が出資者として参画している旨を証明する書類の写しを提出いただきます。」について</p> <p>製作委員会を組成する場合は、応募期間（6/27）までに製作委員会契約を締結する必要がありますか？</p> <p>締結が必要で、応募期間までに全ての委員会メンバーが固まっていない場合、応募時点までに決まっているメンバーのみで委員会契約を締結し、事業開始後に覚書などでメンバーを追加しても問題ないでしょうか？</p>	<p>応募時点で共同事業契約を締結済みである必要はなく、共同事業契約書のドラフト段階のものでも問題ございません。ドラフト段階にも至っていないという場合には、その時点での参画予定の企業名、出資比率、総製作費および制作費をご記載いただき、ご応募ください。</p>
5	<p>製作委員会の幹事社と制作プロダクションとで応募の仕方を検討しているのですが、</p> <p>①いわゆる劇場映画の幹事社（委員会幹事かつ出資社かつ委員会各社より制作を受託する立場、実制作費のほとんどは制作プロダクションへ委託）から応募し、使用経費などは制作プロダクションとともにとりまとめ、幹事社として提出する形では応募資格アリと認識して大丈夫でしょうか？</p> <p>②同劇場映画の制作プロダクションから応募の場合、委員会出資には参画せず、レベニューシェアいわゆる成功報酬契約を締結している場合も応募資格アリとなりますでしょうか？</p>	<p>①ご質問いただいたこのケースは「実制作費のほとんどは制作プロダクションへ委託」とありますので、応募資格は制作プロダクション様が有しているかと考えられます。また、その制作プロダクション様が著作権の全部または一部を有している必要がございます。</p> <p>②レベニューシェアの契約等の内容を確認してから、審査委員会での判断になりますので、応募時には契約書の提出やレベニューシェアの内容をご記載のうえご応募ください。</p>
6	<p>事業者登録について質問です。</p> <p>「初回応募時に提出が必要です」とありますが、裏を返すと過去に一度応募しており応募当時と変更がない、という条件下では、決算書等含め一切の資料の提出は不要という認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>単年度の補助金になりますので、過去に類似の補助金にご応募いただいたとしても、事業者登録情報を行っていただき、添付書類についても改めてご提出いただく必要がございます。</p>
7	<p>映画の開発に関して、国際共同製作で海外の資本が入っている場合も対象となりますか？</p> <p>また申請した会社の出資の割合は決められていますでしょうか？</p>	<p>対象となります。</p> <p>出資の割合については、特に決められておりませんが、応募時には日本側の出資割合等分かるようにご応募いただければと思います。</p>
9	<p>製作委員会の幹事社（兼出資者）が2社（A社、B社という）で、実制作を行う元請のアニメ制作会社をC社とし、制作費の支払いは製作委員会を代表してB社からC社に行く場合、A社が製作委員会を代表して応募したいのですが、問題ないでしょうか。</p> <p>また、この場合、B社からC社に制作費として3億円を支払い、C社から下請スタジオやフリーのアニメーター、音響スタジオなどに一部の作業を外注する場合、申請者であるA社はC社と連携して、経理関連書類、社内人件費書類などを提出するのですが、外注の割合が50%を超えても問題ないでしょうか。</p>	<p>この場合、A社は応募資格を満たしておりません。</p> <p>実際に制作を行うのはC社になるかと思うので、C社が応募資格を有していると思われれます。ただし、C社が著作権の全部または一部を有している必要があります。</p>

10	上記の補足になりますが、実制作を担うスタジオC社（C社も製作委員会に出資）から申請する場合、製作委員会からC社に制作費として3億円を支払い、C社から下請スタジオやフリーのアニメーター、音響スタジオなどに一部の作業を外注する場合、C社の社内人件費が3億円の50%未満で、外注の割合が50%を超えても問題ないでしょうか。	C社が元請けとなって制作のすべてを別の会社に委託する場合には応募資格として認められません。が、制作の一部を別会社に外注すること自体には問題はありません。ただし、外注の割合については一概にお答えできかねますので、応募の際には、出資比率の分かる実施体制図等をご提出いただく必要がございます。
11	アニメ制作会社C社が3億円のアニメ制作の元請スタジオで、5000万円をD社に外注し、5000万円をE社に外注、1億円をF社に外注した場合も応募資格はありますでしょうか。	アニメ制作においては業務が細分化することはあり得ますので、C社が制作を担っていても、一部をC社から別会社（D社、E社、F社）に発注するというに、特に問題はございません。
12	①成果物提出について、映像の場合、 ・製作経理のアウトプット ・撮影日誌、コールシート、香盤表、制作スケジュール表、作業記録等のドキュメント形式の報告書等 とありますが、すべて必須ということでしょうか？ また、製作経理のアウトプットや撮影日誌は、収支計画書に記載した内容・金額分すべての提出が必要でしょうか？ もう一点、映像素材等については、事業期間開始前からコンテンツ制作をすすめているため、収支計画書に記載した内容以外の成果が含まれたものになっても問題ないでしょうか？ ②実績報告の際は、収支計画書の収支計画明細に記載した内容すべての証憑提出が必要ということでしょうか？ それとも、交付決定された補助金額分のみを任意で選択して提出するようなかたちになりますでしょうか？	①製作経理のアウトプットについてはご提出いただく必要がありますが、その他、実際の撮影スケジュール等の分かるものをご提出いただけるのであれば、すべてをご提出いただかなくても問題ありません。 また、製作経理のアウトプットや撮影日誌は、収支計画書に記載した内容・金額分すべての提出が必要になります。 映像素材等については、収支計画書に記載した内容以外の成果が含まれることに、問題はございません。 ②計画時点と実際の作業後では、かかる費用や、作業を依頼する会社などに変更が生じる等はありません。 なお、交付決定された補助金額分のみを任意で選択して提出するというものではございません。収支報告書に記載された費用のすべての証憑提出が必要になります。
13	「補助金額上限」につきまして、昨年までは「1社への支援は総額4億円を上限とします」という記載がございましたが、本年度には当該の記載がございませんので、1社あたりの上限は撤廃されたとう理解でよろしいでしょうか。	今年度は1社あたりの上限はございません。
14	社内作業分を申請する場合、発注書が存在しないのですが、作業指示書などを代替の証憑として使用することはできますか？	ご質問が社内人件費を指している前提であれば、発注書は不要となります。業務内容の分かる業務日誌や、体制図等、社内人件費を計上する際の報告書類については公募要項P38-P40をご参照ください。
15	応募書類の「直近2期分の決算書」について。5月決算のため、応募締切日時点では決算処理が未完了です。前期・前々期の提出でもよいでしょうか。	問題ございません。
16	「50%以上制作活動」をするというのは、国内ではなく海外で使用する場合でもOKでしょうか？	応募される事業者様が、制作活動費および開発費用の50%以上を担っていることが前提であり、支払先が国内もしくは海外であるということについての制限等はございません。
17	公募要項P14「成果物」で、「作業記録等のドキュメント形式の報告書または開発報告書等」との記載がありますが、こちらは、指定のフォーマットがありますか？もしくは形式は自由ですか？	指定フォーマットはございませんので、自由形式でのご提出で問題ございません。
18	「補助金額上限」に関する質問ですが、1社あたりの申請数や採択数に関しての上限の規定はございませんでしょうか？	申請数・採択数の上限の規定はございません。
19	今年度の補助金全体の母数はどのくらいあるものでしょうか？	本補助金（プロダクション・ポストプロダクション支援）についての予算は公表しておりません。

20	<p>応募事業者が、企画・製作元で50%の製作実務があることと、委託した（著作権のない）制作プロダクションも50%制作を受けていただいております。弊社分と委託制作プロダクションの受発注書、各領収書、請求書を併せてエビデンスで提出することは可能でしょうか？</p>	<p>応募事業者様と委託制作プロダクションの受発注書、各領収書、請求書をあわせて証憑としてご提出いただくことで問題ありません。ただし、応募の際には、開発の体制・役割分担が分かるような体制図をご提出ください。</p>
21	<p>ゲーム会社です。 サーバー構築費のみで、8億円以上かかります。 当該費用だけでも応募できますか？</p>	<p>応募するゲームタイトルのみを使用することが前提になりますが、応募は可能です。ただし、交付決定を受けた際は、成果物の確認方法等のご相談をさせていただきます。</p>
22	<p>当社が制作し、一部制作を外注するにあたり、総制作費9億円で外注先に6.5億円ほど制作委託する場合も当社から申請が可能でしょうか？</p>	<p>6.5億円の制作を受けた外注先が1社となる場合には、応募資格はご質問者様ではなく、外注先の事業者様となります。また、その際には、外注先の事業者様に、著作権の全部または一部を有している必要性がございます。</p>
23	<p>確定検査の際、「補助対象経費」分の証憑を提出するということでしょうか？それとも事業全体分が必要でしょうか？</p>	<p>補助対象経費分の証憑をご提出ください。</p>
24	<p>親会社と子会社でそれぞれ別の作品を撮っていて、補助金申請を検討しています。それぞれで申請しても問題ないでしょうか？</p>	<p>問題ございません。</p>
25	<p>交付決定日以降の発注が補助金の対象という認識ですが、採否通知から交付決定日まで通常どのぐらいの日数ありますか？</p>	<p>最短で採否通知日に交付決定を行う事も可能ですが、遅くとも2~3日後には交付決定している前例が多いかと思います。</p>